

大崎市病院事業看護師等奨学金貸付制度の利用について

1 対象者

- (1) 平成 23 年 4 月時点で看護師等養成施設に在学し、卒業後大崎市民病院で看護業務に従事していただける方
- (2) 健康かつ品行方正であって、学業成績が優秀な方

2 貸付額

月額 50,000 円（無利子）

3 貸付期間

養成施設に入学した月以降の貸付が決定された月から卒業する月までの期間

4 貸付方法

各年度 2 回〔原則第一期分（4 月～9 月）は 4 月末日まで、第二期分（10 月～3 月）は 10 月末日までに貸付け〕

※平成 23 年度については、5 月中に申請し、貸付けが決定された場合の第一期分（4 月～9 月）の貸付け月は 6 月となります。

※その他、各期中途に申請し、貸付けが決定された場合は、その決定された月から算定した月数分の貸付となります。

5 選考方法

書類選考となります。

6 連帯保証人

2 名の連帯保証人が必要です。その要件は、

- ・独立した生計を営み、奨学金の償還が可能な資力を有する方
 - ・償還が滞った際に、直ちに償還できる方
 - ・申請者の配偶者でない方。または申請者と婚姻する予定の無い方
 - ・2 名の内
 - ① 原則父母（いない場合などは 2 親等以内の親族又は管理者が特に認めた者）
 - ② ①の方や申請者と同一の生計を営んで（同一の住所に住んで）いない方
- となっています。

7 申請書類

- ・大崎市病院事業看護師等奨学金貸付申請書（様式第 1 号）
- ・履歴書（様式第 2 号）
- ・家族状況調書（様式第 3 号）
- ・養成施設の長の推薦書（様式第 4 号）

・成績証明書

※在学期間の関係上、養成施設での記載が困難な場合は、その直近に在学していた学校の発行したものを提出いただきます。

※平成 23 年度末に卒業を迎えていない方の内、翌年度も引き続き貸付を希望する方については、平成 24 年 3 月までに平成 23 年度の「成績証明書」の提出をお願いします。

8 貸付けの停止及び休止要件

貸付休止

・休学した場合

「養成施設からの証明となる書類」を提出いただきます。

※その際の貸付休止期間は、その月の全日を休学した期間が対象となります。なお、既にその対象期間分を貸付けている場合は、次期貸付時に調整等をさせていただきます。

貸付停止

・退学又は停学した場合

・「1 対象者」の要件を欠いた場合

・貸付を辞退した場合

・その他貸付けの停止が適当と認められる場合

上記要件に応じて「養成施設からの証明となる書類」、「大崎市病院事業看護師等奨学金貸付辞退届（様式第 9 号）」をそれぞれ提出いただきます。

9 償還について

養成施設を卒業した翌月から起算して、貸付を受けた（貸付を休止した期間を除く）期間と同期間内に、全額償還いただきます。

※ただし、貸付けが停止された場合は、原則全額を直ちに償還いただきます。

その際、「借用証書（様式第 10 号）」「償還計画明細書（様式第 11 号）」を提出いただきます。

10 償還猶予について

下記に該当している間、償還を猶予することができます。

(1) 大崎市民病院において助産師又は看護師として業務に従事している期間

(2) 心身の障害や災害、その他やむを得ない事由により償還が困難と認められる期間

その際、「償還計画明細書（様式第 11 号）」の代わりとして「償還猶予申請書（様式第 12 号）」を提出いただきます。なお、心身の障害により猶予申請する場合は、「その事実を証明する書類」も併せて提出いただきます。

11 償還免除について

下記に該当する場合、償還が免除されます。

(1) 奨学金の貸付けが休止された期間を除く貸付期間の月数に 1.5 倍された月数を超えた期間、大崎市民病院において、助産師又は看護師として業務に従事した場合

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金を償還することができないと認め

られる場合

(3) 死亡した場合

上記(1)の要件を満たした際、又は上記(2)(3)に該当した際に「大崎市病院事業看護師等奨学金償還免除申請書(様式第14号)」を提出いただきます。なお、心身の故障により免除申請する場合は、「その事実を証明する書類」も併せて提出いただきます。

※大崎市民病院で業務に従事している間に「育児休業期間」や「病気休暇として定められている期間を超えて休業した期間」によりその月の全日を勤務していない月がある場合は、その期間を除きます。

1.2 償還免除額の計算方法について

免除額＝貸付を受けた総額×業務に従事した月数÷(貸付を受けた月数×1.5)

例) 2年間(24月, 1,200,000円)貸付を受け、2年間(24月)業務に従事した場合の免除額
 $1,200,000 \text{円} \times 24 \text{月} \div (24 \text{月} \times 1.5) = 800,000 \text{円}$

例) 1年11月(23月, 1,150,000円)貸付を受け、2年間[うち3/2～5/31(2か月分)育児休業取得]業務に従事した場合の免除額
 $1,150,000 \text{円} \times (24 \text{月} - 2 \text{月}) \div (23 \text{月} \times 1.5) = 733,333 \text{円}$ (1円未満切捨て)

担当：大崎市病院経営管理局
病院経営管理部
人事厚生課人事係
TEL0229-23-3311 (内線261)
Email : jinji@h-osaki.jp